相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市上青木一丁目一八番地八、最後の住所福島県会津若松市門田町大字日吉字対馬館一〇一番地の一
被相続人　亡　河野　真子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田代　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区日置荘西町二丁二六番地四、最後の住所大阪府大阪市西成区玉出東一丁目二番一六号　被相続人　亡　田口　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目一五番地三藤田ビル　眞鍋・大関法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大関　太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市富岡一四一二番地、最後の住所群馬県高崎市双葉町二六番地二九号
被相続人　亡　杉田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
群馬県高崎市南町四番地四
相続財産管理人　東瀬　朝紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市妻沼一六五三番地、最後の住所埼玉県熊谷市弥藤吾二一九番地一
被相続人　亡　大鷲　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
事務所東京都千代田区六番町一三―一ハイツ六番町五〇三　四谷番町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岸　郁子
（登録姓　増田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区小田三丁目一三番、最後の住所東京都大田区矢口三丁目二八番三五―二〇八号　被相続人　亡　小島　和志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区蓮根二丁目六番地、最後の住所東京都板橋区板橋三丁目二六番六号リバティ・オザワ三〇三
被相続人　亡　土田　義昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市美好町二丁目一一番地の三、最後の住所神奈川県相模原市南区若松三丁目一四番一七号　被相続人　亡　佐藤　栄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一七番一三号井上ビル六階
相続財産管理人　弁護士　夏目　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲州市塩山赤尾一〇一九番地、最後の住所山梨県山梨市一町田中一五五番地桃源荘
被相続人　亡　野口　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
山梨県甲府市相生一丁目一番五号甲府西川ビル二階あいおい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　成輔

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市四倉町字東四丁目七四番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀五丁目三番四―三一一号　被相続人　亡　古河　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階
相続財産管理人　弁護士　吉田　俊輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市花小金井二丁目六六三番地五、最後の住所東京都東村山市久米川町四丁目三九番地六六　被相続人　亡　宮崎　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　大室　幸子
（登録姓　竹中）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区丸の内一丁目一八番地八、最後の住所福島県会津若松市門田町大字日吉字対馬館一〇一番地の一
被相続人　亡　河野　真子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田代　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区日置荘西町二丁二六番地四、最後の住所大阪府大阪市西成区玉出東一丁目二番一六号　被相続人　亡　田口　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目一五番地三藤田ビル　眞鍋・大関法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大関　太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市富岡一四一二番地、最後の住所群馬県高崎市双葉町二六番地二九号
被相続人　亡　杉田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
群馬県高崎市南町四番地四
相続財産管理人　東瀬　朝紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市妻沼一六五三番地、最後の住所埼玉県熊谷市弥藤吾二一九番地一
被相続人　亡　大鷲　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
事務所東京都千代田区六番町一三―一ハイツ六番町五〇三　四谷番町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岸　郁子
（登録姓　増田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区小田三丁目一三番、最後の住所東京都大田区矢口三丁目二八番三五―二〇八号　被相続人　亡　小島　和志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区蓮根二丁目六番地、最後の住所東京都板橋区板橋三丁目二六番六号リバティ・オザワ三〇三
被相続人　亡　土田　義昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市美好町二丁目一一番地の三、最後の住所神奈川県相模原市南区若松三丁目一四番一七号　被相続人　亡　佐藤　栄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一七番一三号井上ビル六階
相続財産管理人　弁護士　夏目　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲州市塩山赤尾一〇一九番地、最後の住所山梨県山梨市一町田中一五五番地桃源荘
被相続人　亡　野口　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日
山梨県甲府市相生一丁目一番五号甲府西川ビル二階あいおい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　成輔

第２期決算公告

平成26年4月25日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
INCJ検索株式会社
代表取締役社長　関根　　武

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,796
	資産合計	4,796
負純資産の及び部	流動負債	195
	株主資本	4,600
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△55,399
	その他利益剰余金	△55,399
	（うち当期純損失）	(749)
	負債・純資産合計	4,796

第26期決算公告

平成26年３月31日
千葉県市原市姉崎海岸136番
ＳＤＣテクノロジーズ・アジア株式会社
代表取締役　加納　泰作

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	633,287
	固定資産	61,503
	合計	694,790
負純資産の及び部	流動負債	312,828
	固定負債	19,098
	負債合計	362,862
	株主資本	26,000
	資本金	26,000
	資本剰余金	26,000
	利益剰余金	310,862
	利益準備金	5,094
	その他利益剰余金	305,768
	（うち当期純利益）	(155,016)
	合計	694,790

第８期決算公告

平成26年４月25日
埼玉県加須市飯積435－２
株式会社ホーム・デコ
代表取締役　渡邊　陸己

貸借対照表の要旨（平成26年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,725
	固定資産	73
	資産合計	1,798
負純資産の及び部	流動負債	1,290
	固定負債	46
	負債合計	1,336
	株主資本	462
	資本金	28
	利益剰余金	434
	利益準備金	41
	その他利益剰余金	393
	（うち当期純利益）	(321)
	純資産合計	462
	負債・純資産合計	1,798